

平成22年12月13日

1. 出席議員

1 番	松 田	義 太	9 番	水 頭	喜 弘
2 番	松 尾	勝 利	10 番	橋 川	宏 彰
3 番	松 本	末 治	11 番	中 西	裕 司
4 番	光 武	学	12 番	谷 口	良 隆
5 番	馬 場	勉	13 番	小 池	幸 照
6 番	森 田	和 章	14 番	松 尾	征 子
7 番	徳 村	博 紀	15 番	中 村	雄一郎
8 番	福 井	正	16 番	橋 爪	敏

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	澤 野	政 信
局 長 補 佐	下 村	浩 信
管 理 係 長	西 村	正 久

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副市長兼総務部長		北	村	和	博
市民部長		岩	田	輝	寛
産業部長		中	川		宏
建設環境部長		北	御門	敏	則
会計管理者兼会計課長		田	中	敏	男
企画課長		藤	田	洋	一郎
総務課長		中	村	博	之
財政課長		迎		和	泉
市民課長兼選挙管理委員会事務局長		田	中	一	枝
税務課長		中	村	和	典
福祉事務所長		橋	村		勉
保険健康課長		栗	林	雅	彦
農林水産課長		森	田	利	明
商工観光課長		有	森	滋	樹
まちなみ建設課長		平	石	和	弘
環境下水道課長		福	岡	俊	剛
水道課長		井	手	讓	二
教育長		小	野原	利	幸
教育次長兼教育総務課長		谷	口	秀	男
生涯学習課長兼中央公民館長		有	森	弘	茂
同和対策課長兼生涯学習課参事		中	村	信	昭
農業委員会事務局長		松	浦		勉
監査委員事務局長		中	島	と	しえ
監査委員		植	松	治	彦

平成22年12月13日（月）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 議案第71号 第五次鹿島市総合計画の基本構想及び基本計画について（質疑、
討論、採決）

午前10時 開議

○議長（橋爪 敏君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

日程第1 議案第71号

○議長（橋爪 敏君）

それでは、日程第1．先週の12月10日に引き続きまして、議案第71号 第五次鹿島市総合計画の基本構想及び基本計画についての審議に入ります。

直ちに質疑に入ります。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

おはようございます。松尾征子です。ただいま審議されております問題で、質問なり、意見を申し上げたいと思います。

これまでもほかの議員の方からいろいろと出されてきましたし、特に基本的な問題などでは谷口議員などからも出されておりましたが、まず私がお尋ねをしたいのは、今回の計画というのは、新たな樋口市政が誕生して、実質的に樋口市政の第一歩の踏み出しとなるべき計画だと私は見えています。そういう計画ですから、本当に樋口市政の色というのが最初からしっかり出てしかりだと思いますが、冒頭の説明の中に、この計画については平成21年度中から検討をして1年半たっているというような御説明がありました。そして、その中でいろいろ新しい市長の意見も取り入れられたと思いますが、振り返ってみますと、20年続いた桑原市政に対してはいろんな問題などあることは置きまして、今の市政を何とか変えなくてはいけない、そういう多くの皆さんの声があったのは事実だと思います。

そういう中で樋口市政の誕生ということになったわけですが、まさに国の政治と同じような流れの中できたわけですが、ということになりますと、これまで市民が何とかしなくちゃいけないという政治を、市政を変えていくということになりますと、私は新たに第一歩から樋口市政の船出としてふさわしい計画づくりをしなくてはいけなかったんじゃないかと思っています。もちろん、来年度から出発ということで、樋口市政誕生から新たに計画をとということになりますと、日程的にも大変なことはあることはわかりますが、しかし、そうでない

今のような状況でしたら、ただ単に桑原市政、市民がいろんな批判をしてきた、今の市政では暮らしはよくなるというふうな、そういう批判があった計画づくりの上に乗っかっただけで、ちょっとした手直ししかできていない。もちろん、新たに5つの専門部会などをつくってなされたとはいっても、私は本来の市民の要求にこたえるものではないと思いますが、その点について市長はいかがお考えなのか、まずお尋ねをいたします。

○議長（橋爪 敏君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

何度かお話をしたこととダブると思いますけれども、まず、行政の一つ継続性ということもございます。変わったからといって、正直言いますと、このスタッフをごらんになりますと、御承知の中で変わっているのはひょっとしたら私だけかもしれません。そういうことで、計画を1から10まで全部つくり直せ、これはおっしゃるほうが無理でございまして、そういうことではないと。行政にはずっと一貫した継続性があるわけでございまして、それはそれで頭に置かなければならない。その中で、既に白地に絵をかくということと違ひまして、この計画というのは、既に御承知のように五次の計画でございます。一次の計画、二次の計画、三、四をすべてなかったことにして五次をつくり上げると。そういう作業は実は大変な損失を伴うと。こういうことも私は考えました。したがって、四次までの計画を私なりにすべてチェックをした上で、現にできている第五次案というものを頭に置いて、時期とかけられるコスト、これは経済的だけではございませぬ。マンパワーを含めて、そういうものを含めた上でどういう手直しができるだろうかと、それが再々申し上げている基本的な3つのコンセプトというものに集約をしていると思います。御満足をいただけるかどうか、これはむしろ私が判断するんじゃなくて、皆さんが御判断をいただくというものだと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

行政の一貫した継続性というのはわかります。しかし、世の中の情勢というのは日増しに変わっているわけですね。穏便な情勢が続いている中ならそれでもいいかもわかりませぬ。ただ、この数年間というのは、非常に情勢が目まぐるしく移り変わっていく。それから、国の政権というのも、今までになく自民党政権から新たに民主政権にと変わってきた。そういう中での行政の取り組みだと思ふんですよね。

昔——昔というか、以前は鹿島市はそんなに貧困の差もなかった時代だと思います。鹿島は本当に住みよいところだと。かといって、より豊か過ぎるということもなかったと思ふすがね。ところが、今の情勢の中で、十分御承知のように、鹿島市においても国の情勢と同

じように貧困の差というのが非常に出てきています。さらには、そういう中で、一番経済を支えてきた第1次産業というのが非常に落ち込んできている。これまでの流れの中で、本当に議会も執行部もいろんな形で努力はしてきたと思いますが、しかし、国の情勢の動きの中でそれにこたえることができなかつたという現実もあると思います。特に樋口市長は40年間ですか、鹿島を離れていらっしゃいましたので、遠くから見た鹿島市はおわかりになったとしても、鹿島市民の隅々からの皆さん方のこの苦しみを本当に受けとめていただくことはできなかつたと私は思います。

さらに、今回の市長交代というのは、選挙もないというような中での市長交代でしたからね。本当に新しい市長が何をどう考え、どう進めていくかということも多くの方が受けとめることができず、知らずに新しい市政が誕生したということもあると思います。これは市民にも責任があることはわかりますが、そういう中で、大きな期待を市民が寄せたのも事実だと思います。

具体的に申しますと、今鹿島市民の暮らしを見ますと、先ほども言いましたが、貧富の差が非常に出てきたということ、それから高齢化が非常に進んできたということ、そういう中ですので、それにこたえられるような、そういう計画がここどこにあるかということで私は隅々まで見ました。ところが、ああ、こういう時代に新しい市政になってよかったなという胸躍るものを私は見出すことができませんでした。非常に残念なことです。

例えば、今鹿島市民の中には、ひとり暮らしでわずかな年金で毎日をどう暮らそうかと必死に生きていらっしゃる高齢者の方がたくさんいらっしゃいます。じゃあ、そういう皆さんに具体的にこたえるものがどこにあるのかと。ありません。これは衣食住すべてにおいて私は言えると思います。

また、今この情勢の中で、母子家庭というのが非常にふえています。子供を持つお母さんたちは子育てをしていく、生活を支えていくために、昼、夜働きながら、本当に子供に手がけたいと思っても手をかけられず、必死に安い収入で頑張っているお母さんたちがたくさんいらっしゃいます。じゃあ、そういうお母さんたちにこたえられるような具体的な計画があるかと。私は見ましたが、残念ながらこれも見出すことができませんでした。やはり私は、そういう本当にすべての隅々の皆さんたちがこの計画を手にとりて見て、ああ、やっぱり新しい市長に変わったおかげでここまで手が届くんだなど。私たちはこれから老後安心して暮らしていけるんだ、安心して子供を育てられるんだというような、そういう計画でこそ本当の計画だと思いますが、そういうところは私は見出せません。結局今までと同じような上に何かちょっちょっ手直しをして変えていったというふうに私は見っていますが、私のこの考えにどうお考えなのか、市長のお答えをいただきたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

隅々までごらんになったというお話ですが、ちょっちょっと手直したかどうかというのはこれは判断の問題ですからね。ページ数、その内容、コンセプトに登場しておりますように時間の長さ、ちゃんと必要があれば手直しをしますと御説明しておりますが、そういうのがお耳に届いていないんじゃないかと思えますね。私としては限られた制約の中で精いっぱいものをつくり上げたと思えます。

逆に言いますと、一番のお話の違いは、ここに書けばできたということではなくて、これを実行するということが問題なのであって、文章を見て結果を余りにきちっとした予想をし過ぎるといえるか、そういうものに期待していただくのもありがたいことなんですけれども、でき上がりではなくて、本当はこれをどうやって生かしていくか。必要があれば事態の推移に従って手直しをしていくと、そういう態度で臨むことが、私としてはお願いをしたい点でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今市長が、書けばできたというものじゃないということなら、無責任ですよ。やっぱりこれが基本となって一つ一つがやられていく。もちろんそういう中で、国の情勢の動き、県の情勢の動きの中でいろいろと動きはあると思いますが、そういうことなら、とにかく今回の議論の中で絵にかいたもちとかいう言葉もたくさん出てきておりますが、そういう状況であってはいけないと思うんですよ。例えば、字面を並べなくても、ああ、これとこれは本当に市民のためというように私を上げていただきたかったと思うんですよ。

例えば、具体的なことで申し上げたいと思いますが、何度も申し上げておりますが、鹿島市のこれまでの経済を支えてきたのは農業だと思います。ここに、例えば、議案書の中の3ページ、4ページに農業の問題も出されておりますが、確かに目先は、ああ、こういうことをすればいいんだなというような、そういう期待もあるかもわかりませんが、今ここまで農業を落ち込ませてきた、後継者もないようにやっていけなくなった、この大きな根本的な原因というのは、やはり世界の動き、国の動きの中で農業情勢が大きく変えられていったということが私は一番大きな問題だと思うんですよ。そういうのに対しては、どんなに努力をしてもそれをはねのけることができない大きな要素があるわけですよ。だから、そういうのに対しても、やっぱり行政として、また私たち市民として、議会としてどうしていくかと、そういう問題も出てきてしかりだと思いますが、まさにそういう問題は触れられていないというような状況もあります。

それから、一つ一つ上げていけばいろいろあるわけですが、やっぱりそういう今の、私た

ちは鹿島市の動きだけでは生活できない、これはだれでも承知の上ですね。一番動かされるのはやっぱり国の行政がどうかということがそうだと思いますが、まさにそういうのが反映されてきていないと私は思います。一つ一つ言いますと長くなりますので、少しだけ、具体的なものでここからはお尋ねをしたいと思います。

例えば、観光行政の問題でお尋ねをしたいと思います。これまで観光の問題でお話が出るときには、いつもその核になるのは祐徳稲荷神社の問題が核になりました。これも冒頭から祐徳稲荷神社を核として有明海や多良岳山系の云々というのが書かれています。そして、具体的な5年間の取り組みの中で、第1番目に祐徳稲荷神社を中心としたという言葉が出てきておりますが、お尋ねをしますのは、ここまで祐徳稲荷神社を核にした観光と考えていらっしゃる中で、じゃあ祐徳稲荷神社と具体的に観光の問題でどうしようかというような詰めた話し合いがこれまでになされてきたのかどうか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

有森商工観光課長。

○商工観光課長（有森滋樹君）

お答えいたします。

祐徳稲荷神社様とは権宮司様を通じまして、折々に触れ、観光について打ち合わせをやっている状況であります。また、最近韓国等から旅行業者がツアーを組もうということで視察に見えられていますけれども、その場合も祐徳稲荷神社の権宮司様みずから案内や説明をさせていただいております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいま権宮司さんを通じてということでお話がありました。じゃあ、本当に祐徳稲荷神社が地域の観光を利用することによって、もちろん観光ということは経済効果も生み出さなくちゃいけないというのがあると思いますが、そのことによって、そこまでお考えがあるのかどうか、私は非常に疑問なんですよね。と申しますのは、皆さん方もよく御存じだと思いますが、祐徳稲荷神社にお参りにいらっしゃる方は今ほとんど車が観光バスですね。みずからの車が観光バスでおいでになるわけですね。まず駐車場が参道の下にありますね。それから、上に駐車場があるわけですね。私はいつも不思議に思うのは、バスが満員をしていないときでも観光バスが上の駐車場にとまるわけですね。それで結局上の駐車場にとまるということは、そこから参拝をされて、もちろん、上のほうの何軒かの店は幾らかの経済効果が出るかもわかりませんが、全く下は何もないわけですね。私は本来なら上の駐車場というのは下の駐車場が満杯になった時点で上にとめていただくというような対応をすることが本来だ

と思うんですよね。ところが、そういう形がとられていません。私は何度か商店街の方に言いました。どうして上の駐車場は日ごろは閉めてもらえないんですかと言うと、それを神社にしてもらえないというお話を聞きました。私たちもいろんな観光地に行きます、神社などね。でも、もともとの目的というのはほんのわずかですよ。何かといいますと、特に神社などは参道を歩く中での両わきに並んだお店ですね、ここの利用ですよ。それによる経済効果というのは大きいわけですが、いつも統計的に出されますが、祐徳稲荷神社、参拝客は多いんだけど、経済効果というのはわずかしかありませんよ。そういう状況があります。だから、本来なら本当に祐徳神社とお話をなさるということになれば、とりあえずは足元の商店街の皆さん方のことも考えながら、そういうお話だって進めていかないと、何のためにここに来ているのか。それは何というんですか、祐徳稲荷神社の信者さんといいますかね、そういう人だけじゃないと思うんですよね。本当に観光としていらっしゃるわけで、そうじゃないと本当に鹿島市の場合は通り過ぎのちょっと寄るトイレ休憩の場所、トイレ休憩をさせていただいたお礼に手を合わせるというような、極端に言えばですよ、そういう状況になりかねないんですよ。私はやっぱり本来ならそういうところも含めながら祐徳稲荷神社と十分に話を進めて行って、そして、対応をしていく。そのことが、例えば、ここにありますように、浜宿などへの誘導の問題とか、そういう具体的な問題も生きてくるものになると思いますが、そういうところまでのお話し合いなどもされたことがあるんですか。

○議長（橋爪 敏君）

有森商工観光課長。

○商工観光課長（有森滋樹君）

お答えいたします。

祐徳稲荷神社に来ていただいたお客様に長く鹿島市に滞在していただいて周遊していただくというのが究極の目的だと思っております。その場合、祐徳稲荷神社の上のほうの駐車場に多くの方がとめていただいているということで、参拝のみで帰っていかれる方が多いということは大きな問題だと考えております。その駐車場の利用につきまして、祐徳稲荷神社さんと具体的に話したことは今まではございません。今後、祐徳稲荷神社を中心として市内周遊、あるいは長く滞在していただくことを研究、あるいは考えていく途中におきまして、いろいろな話し合いを持っていきたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

これは一つの例として出しましたが、すべて鹿島市の観光とされる場所、そのところは、やっぱりそこまで含めて、そこにおいでになる方だけの集客という問題だけでなく、そこまで広げて考えて担当課としても協議をして進めていかないと、ここに書かれたのがまさ

に字面だけの問題になると思いますので、お願いをしたいと思います。

次に、13ページです。

13ページのところで、保健・医療の問題があります。私は特に主要施策の中の11番、保険税・保険料の収納率向上というのがあります。今私は議会のたびに、いろんな機会のたびに、高過ぎる国民健康保険税の引き下げをしなくてはいけない、それをやらないと保険税を払いたくても払えなくなってしまう、そういう人がいっぱいいらっしゃることを何度も何度も繰り返し意見を申し上げてきたと思います。そういう中で、私はこれを見たときに、これまで議論をしてきたことが本当に行政に通じていたのかなという気がします。特に保険税・保険料の収納率の向上、例えば、ここに一目、「払いやすい保険税に、そして保険料の収納率の向上」などという生きた文言があれば、私はああ、そうかと。今まで何度も何度も繰り返し繰り返し言ってきたことが生きてきたんだと。これは私個人で言っている言葉じゃないんですよ。市民の皆さんの多くの要求なんです。そういうのが取り入れられないことで、例えば、すぐできないにしても努力をしようと思えない、その姿に市民は今まで怒りを持ってきたんですよ。そうでしょう。言え、財源的にと、いろんな問題をおっしゃるだけで、すべてが国保の加入者じゃないから平等にやらんといかんとか、そういう言葉だけが返ってきたんですよ。まさにその精神はここで変わっていないわけですよ。これでは本当に市民が安心して暮らしていけない。これだけ大変な中で具体的にじゃあ保険税・保険料の収納率の向上をどうなさるおつもりなんですか。お答えください。

○議長（橋爪 敏君）

答弁求めます。栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

お答えさせていただきます。

この保険税の問題につきましては、制度的にここまで上がってきているわけでございまして、例えば、保険税を下げるということになりますと、保険料が足らなくなります。足らなくなるとどこかから補てんしなくちゃいけない。これは制度的にそうっております。この制度を変えなさいとおっしゃることであれば、それは今からのお話の中で少しずつ変えていける部分があれば変えていきたいというふうに考えるわけでございしますが、国そのものの制度がこの制度を続ける限りにおいて、例えば、鹿島市において物すごく産業が発展いたしました。第1次産業が頑張りましたということで所得ががばっとふえてくるということであれば、本当に冗談抜きでこの国保税というのはどんどんどん落としていっていいというふうに私どもは考えるわけでございます。

ただ、実際今の鹿島の構造的な問題と申しますのは、大体50%の方が国保税なんですけれども、まずは退職者の方であり、1次産業の方が主というふうになっております。1次産業のこの低迷を受けまして、やはり保険税そのものも減っております。実際にそこで頑張っ

保険料をというふうをお願いするわけですが、ほとんど、50%近くが7割、5割、3割の軽減措置を受けられております。その中でお願いをしているわけでございますので、私どもといたしましては、事情を皆様方からお伺いしながら、一人一人の事情に合わせた収納計画等を計画しながらやっていっているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今の理屈は何遍も聞いているからわかっているんですよ。経済がよくなってから、さあどうなっていくということでは、それはそうなったときはそうなるでしょう。しかし、今の状況の中で、確かに軽減措置もとられて、皆さんのためにと考えてされておりますが、軽減措置をとられているその階層すら払えない状況なんですよ。低所得者の人たちが多いわけです。だから、今の条件の中でどうやっていくかということ、そのことを具体的に組み組んでいくのがあなたたちの仕事ですよ。課長が具体的に決定を下すわけじゃありませんから、そうしかお答えようがないでしょうが、この辺についても、私はもっと今まで何のための議論してきたのか、これは行政側の都合でしかないですよ、収納率の向上。収納しないと赤字になるから、皆さんのを上げんばいかんと言うけど、そうじゃないと思いますよ。払いやすくして少しでも払っていただくことを組み組んでいくことがさらには進んでいくものになると思います。あとは平行線ですから、お答えは要りません。

次に行きたいと思います。

15ページです。15ページの中で、5年間で集中して取り組むという中で、14番に辺地対策事業中木庭ダム周辺整備というのがあります。これは周辺整備はそれとしまして、中木庭ダムが完成をいたしましたら、中木庭ダムの完成までには土地の提供者の皆さんとか、地元の皆さん方のいろんな犠牲と努力があって成り立ってきたわけですがけれども、お尋ねをするのは、目に見えない部分の、例えば、土地を提供したりいろんな形で協力してもらった人たちの後の事務的な処理だとかいろんな問題は完全に済んでいるのでしょうか。極端に言えば、土地を提供してもらった人たちの場合は登記の問題だとか道路の問題にかかっているそういう問題、いろんな問題がこういう事業では出てくるとは思います、完全にダムが完成して、その仕事が完了するということになりますと、そういうところまでちゃんとした決着がつかないと、私はその事業の完成にはならないと思いますが、そういう方たちの問題については、もう具体的にすべてが事務的に終わりましたということが言えるのでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

平石まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（平石和弘君）

中木庭ダムに関しまして、用地の関連での御質問かと思えますけれども、一部私どものほうでは、ダムの建設に伴う工事関連の道路の借用というふうなことが工事期間中に指標ということですね、工事における指標、工事用道路としてですね、そういったことが現実あっておりますので、それに対する登記というのが必要なわけですけれども、いろいろな諸事情ございまして、地権者の方の相続の問題でありますとか、そういったことがありまして、幾らかまだ登記が未完了という部分があるのは事実でございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

もう1点ダムの関連ですが、残土処分などで土地を提供された方もあると思いますが、そういう皆さん方の後の始末というのは、例えば、売られるのか貸されるのか、そこら辺わかりませんが、そういう問題についてはもうすべて終わっているのでしょうか、提供者の方たちに対する。そういうことをお答えいただくと同時に、この問題については、先ほど道路の問題がありましたが、いつの時点までで決着をつけるという計画なのか、具体的に。先ほど冒頭申しましたが、やっぱりその辺まで終わらないと、周辺整備をどんなにしてもすべてについて完了しないとダムの事業が完了ということにならないと思いますが、その辺の計画はどうなっていますか。

○議長（橋爪 敏君）

平石まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（平石和弘君）

具体的に土捨て場ということでのお尋ねでございます。土捨て場につきましては、ダム関連で2カ所あると思います。1カ所は大野の土捨て場、それから上床の土捨て場の2カ所であると思います。上床につきましては、先ほどの用地の処理ができておるかということですが、数名の方でまだ未登記の部分がございます。そのことが残っておることと、そこの後の利用の考え方ですね、整備利用の考え方というのが一つ残っておると思います。あと大野のほうについては登記は完了しておりますので、地元の方と市にとりましても利活用の問題は残っておると思います。

以上でございます。（発言する者あり）

早期に、できるだけ用地の登記関係についても、今鋭意継続を、交渉のお願いをいたしておりますので、できるだけ早期に完了をしたいと、そういうふうに努力をしたいと思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

次に行きたいと思いますが、22ページです。私は公正な行政を行うための同和行政の問題で一貫して追及をしてきておりますが、やはり同和行政については、もう既に国は終止符を打たれているわけで、具体的な問題では、鹿島市としても終止符を打ち、もちろん、いろんな問題がある場合は一般行政の中でもやれると思うんですよね。非常にここには無駄なお金がつぎ込まれているということはこれまでの審議の中でもわかっていますし、そのことは皆様御理解いただけだと思います。御意見はないけど、ほんなごてひど過ぎんないという声はたくさんあるわけですよね。そういう中で、具体的にその問題についてはありません。例えば、13番に人権・同和問題の解決促進というのがありますが、この解決促進というのはどういう具体的なことなんでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

中村同和対策課長。

○同和対策課長（中村信昭君）

お答えいたします。

解決促進というのは、生活環境などのハード面についてはある程度の整備ができて、済んでおりますけれども、心理的差別については依然として残っているということで、その問題の解決を図るという意味でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

これまでの長い間の答弁とほぼ変わりません。そういう中で、財源的にはつぎ込まれておりますが、解決されてきていないということはやっぱり問題だと思います。これからの本質的な問題解決のために努力をしていただきたいと思います。

じゃあもう1点申し上げたいと思いますが、今盛んに人口をふやさなくてはいけないということが言われております。確かにそうでしょう。ただ、私はそういう多くの人たちが鹿島に来ていただいて鹿島に住んでいただくという、一番大事なのは、今住んでいる市民が本当に鹿島に住んでよかったと、鹿島におったけんが老後ば安心して暮らすっばいと、子供を安心して育てられるばいというような、そういう行政に、まずいろんな人たちを呼んでくるという前に、そういう行政をどうつくるのかと。今いる人たちのすべてが安心できるような仕事をどうするかということを私はやり上げることが、さらに周りから多くの人たちを鹿島に寄せてきて、そして、人口をふやしていく大きな力になると思うんです。そのためには、例えば、企業誘致だとかいろんなことを言われております。ところが、この企業誘致だとかなんとかいうのはなかなか大変ですね。暇をかけ、金をかけしたって、そんな簡単じゃない。

今のような経済状況の中ですからね。私はやっぱりそこに暮らす人が安心して暮らせていくような、そういう制度的な進展というんですかね、そういうのを具体的に取り組むことが私はまず大事だと思いますね。

例えば、もうずっと以前になりますが、鹿島市は保育料が非常に安かった時期があります。そういうときに周辺の若いお母さんたちが鹿島に移ろうかにと。鹿島によかあんばい家のあんねとか、何人私も聞いたかわかりません。そういう状況が出るんですよ。例えば、子供の保育料、子供の医療費の無料化、今私たちのところは6歳未満までですが、例えば、これが高校に入学まで無料だとか、そういう一つ一つの問題が本当にそこに住んどったけんよかったと、仕事は佐賀まで通うばってん、どこまでも通うばってん、そういう状況であっても、やっぱりいかに毎日の基本的な暮らしが安心できるかということになれば、まずはここに定住がありますし、そして、周りからも人が来ると言うんですよ。

例えば、おいしいものがあつた場合には、わざわざテレビでコマーシャルに出したり、ピラをまいたりせんでも、口から口に伝わってお客が来ると言う現象はもう御存じだと思いますが、私はそういう市政をつくっていくことが大事だと思いますが、その点についてどうお考えですか。

○議長（橋爪 敏君）

答弁求めます。北村副市長。

○副市長（北村和博君）

五次総での目指す都市像といたしまして、市民全体でつくるふるさと鹿島のまちづくりということをして上げています。このことは、市外に住んでおられる方が鹿島市に住んでみたいとか、今現在鹿島市に住んでおられる方がこれからもずっとこのまま鹿島に住んでいたいというようなことが、このことが五次総での鹿島の目指す都市像と、まちづくりということになります。以上、このことから幅広い施策が求められておるところでございます。

現在、松尾議員が言われましたように、鹿島に住んでいたい、住んでみたいといういろんな施策をこれから五次総の中で進めていくわけですけど、このことに関しましては、医療費の助成の拡大とか健康づくり、疾病予防対策の充実とか、当然下水道の普及とか浄化槽設置など、いろんな施策を多いに取り組んでいかなければなりませんし、また、教育、商工業の奨励など、そういうところも五次総では幅広い分野で進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

それでは、最後にしたいと思います。

まず、一番大事な分だと思いますが、目指す都市像として、「みんなが住みやすく、暮ら

しやすいまち」ということが上げられておりますね。確かにそうですね。みんなが住みやすく暮らしやすいまちが欲しいですよ。そのためにこれをつくられていると思いますが、私は以前も意見を申し上げたと思いますが、この言葉を保証するものが何であるかということです。私はこれが本当に生かされて、市民のために歩いていくためには、一番大事なものは憲法だと思います。憲法第25条。憲法で私たちの暮らしは保障されていると思いますが、今は残念ながら国も憲法違反していますよね、保障されていませんよね。住むところがない、食べることができないというような、これは憲法第25条に反しますよ。病院にかかりたくてもかかることができないなどなど、数々の問題があると思います。だから、私はこの言葉を本当に市民のものとして保障できるのは、憲法に基づいてということが大事だと思います。そうすることで、私はこのスローガンの前に「憲法を生かし」というような言葉を入れてこそ、この5カ年計画というのが生きるものとしてこれから歩き始める——いろんな問題がありますがね——という意見を私は持っておりますが、いかがでございましょうか。

○議長（橋爪 敏君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

憲法論争みたいなお話になりましたが、大変難しいんですよ。多分議員は御承知の上でお話をされていると思いますが、現在の私どもの国の憲法は本則99条ですね、補足が4条、全体103条できておりますが。この中で、憲法自体が具体的な規範性を持つものとして有効なものとして、例えば、任意制であるとか議員定数はどうするかと、そういうものもございますよね。そのほかに、具体的な規範性が薄いもの、あるいはそれだけではなかなか法規制として有効性がないと言われているもの、これがいわゆる自由権とか生存権とか言われているものです。この生存権の中で、今おっしゃった第25条というものが存在するんですけども、いろんなときに憲法を前提にして具体的な施策を要求するのは、こういう自由権とか生存権とかと言われるのは非常に難しい。それを実行するためのいろんな法律とか、それに従ったものができていくと。そういう規範性が、少なくとも規定の上で保障されていないものについては、極めて抽象的な、総体的な概念としてとらえられておまして、そのときそのときの、例えば、最低限度の生活と言われても、文化の程度とか経済的、社会的条件とか、あるいは国民生活の状況を含めて判断をされるということでございます。その一つとして、各関係組織の財政状況が無視できないと言われているものを前提としてお話になっていると思います。したがって、こういう年度ごとに、あるいは何年かごとに具体的な計画をつくっていきますものの中に、憲法の規定に基づいてというのを入れるのは極めて難しいということをお承知の上でおっしゃっていると思います。

繰り返して申し上げますが、憲法の規定を前提にして何かをやるというときにはなりますと、

一番典型的なのが、今議論になっておりますような、いわゆる国の法律等の3分の2条項、これらは明らかに憲法の規定で根拠は動いておりますけれども、学問の自由とか生存権を保障するというのは、それ自体が具体的な内容を持つものではないということから、これは一般的な法律関係者の考え方ですから、そこだけは理解をしておいていただきたいと思います。

なお、生存権と並んで議論になりますものに、学問の自由がございますけれども、これもそのこと自体で、例えば、学問の自由を保障すると書いてあるから、好きな大学にどこでも行けると、そういうことになっていないということで、これは明らかに御承知だと思います。そういう上でおっしゃっていますが、私どもとしては公務員自体、最初の義務が、憲法を尊重するという義務が、すべて私ども公務員はしょっております。それに反するつもりはない、無視するつもりはない、そういう前提のもとでこういう計画ができていく、改めてお話をしておきたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

私は、今憲法論争する気はありません。この問題に関して、やっぱり私たち国民の暮らしは憲法で守られなければいけないわけですよ。その基本なんですよ。その基本のところを据えるべきだと。そうしない限り、このスローガンが生きない。それによってこうだからこうだからと理屈つけて、今そうでしょう。お金がないから、さあ何だからということで、そのことで市民の暮らしを犠牲にすることはできないんですよ。なかったらそれをどんなに努力してでもやるのが市長の責任ですよ。私は今の市長のような考えのもとでのこの5カ年計画がどう動いていくか非常に心配です。もちろん、年度年度での移り変わりはあるでしょう、計画の練り直しとかね。そういう中で、私は本当にこれでいきましょうやという、そういう賛同はできません。ただ、進めなくてはいけないということはわかります。中には本当にそれをやってもらわなくちゃいけない問題もあります。ですから、私はこの計画については、態度は示さないで、棄権をさせていただきたいと思います。

以上で私の発言を終わりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

15番中村雄一郎です。この第五次総合計画、議案第71号に関しましては、金曜日から延会してきょうまで慎重に審議をしているわけですが、このことがいかに第五次総合計画、今後、市長の新たな方針で第四次の10年間から5年間という形で、目まぐるしい社会変化の中では区切りをつけながらやったほうがいいということで御提案をいただいたわけですが、いかに大切なものであるかということをお各議員のほうからのそれぞれの質問でおわか

りいただけるんじゃないかと思っております。

私は、9月議会においてこの第五次総合計画に関する質問をさせていただきました。その中で、大きくは2点取り上げておりましたけれども、特に市民の皆様方のアンケート、あるいは市外の方々の鹿島に持つイメージということで、アンケートの中から、「鹿島のよさは」という問いに対して、市内外の方々が一番最初に上げておられるのが、やはり自然の豊かさ、あるいは大切さというものを上げておられたということを指摘させていただきました。そのことに関しましては、まず基本構想の目指す都市像の中で、新たに「本市の自然の豊かな自然の恵みを守り、育んでいくとともに」という1行をつけ加えていただいたということで、これに関しては多いに評価をしたいと思っております。

もう1点、人口問題に関して触れました。基本構想の中における人口フレームがどのようなものかということで、これも市長と議論を重ねたわけですが、当初3万2,000人を目標にするという形で提案をされておりましたが、人口問題研究所等が指摘をしています人口減に対して、平成27年度、鹿島市は3万人を切って2万9,600人程度になるだろうというようなデータもあるということ踏まえながら、これは第四次総合計画の中で3万4,000人という目標を掲げておりましたけれども、すべての計画がこの目標値に沿った形での下位計画がなされると。先日、谷口議員からも指摘をされておりましたが、いろんな下位計画の事業が過大投資になるのではないのかというような指摘もさせていただいた中で、人口に対しても、非常にこれは苦渋の決断だったと思いますが、1,000人減の3万1,000人という形で目標値を設定していただいた。この目標値は、いろんな諸政策をとる中で実現可能な数値として、ぜひ市長と一緒に我々議員も努力しながら達成をしていかなければならない数字だというふうに考えているところでございます。

先ほどから申しました目指す都市像の「豊かな自然の恵みを守り、育んでいく」という項目、そして、3万1,000人に人口を修正していただいておりますが、このことに関して市長の所見をいただきたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

今の御質問は数と申しますか、そのところを中心にした御質問だと思いますので、その点、お答えしたいと思います。

最近、国会なんかで言われています大ふろしきをどうかこうとかという議論がありましたけれども、そういうことではなくて、これは片方で実態はどう動くだろうかと、いわゆる予測の数値と、それから頑張ればどういうことができるかという2つの要素からなっているわけですね。単純な予測数値としてはお話ございましたように、3万人を割るだろうという人口問題研究所のいわば見込みが片方でございます。もう一方に、いろんな施策、現在の

経済力、子どもが一生懸命投入できる、そういう措置を投入してどうなるか。そうすると、非常に簡単に言えば10月1日の人口を発射台にしてどうするかということですが、思いのほか減っておりましたね。10月1日のいわゆる国勢調査の人口ががたんまと減っていたもんですから、発射台を下げざるを得ないなど。そうしないと、お話があっているように過大な目標、俗っぽく言いますと、絵にかいたもちにならないように、そういう両面を合わせまして、3万1,000人というところに定めたということでございます。1,000人落としたのは何か。聞き方を変えて簡単に言えば、最新のデータがそれだけ落ち込んでいたと、そういうふうを考えていただければありがたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

10月1日に国勢調査が行われて、その速報的な数値が上がってきていることを参考にされたということじゃないかと思いますが、ある経済アナリストの方がお話しされていたのは、人口1人当たりの年間の消費というのは1,200千円ぐらいだというデータがあるそうですね。1,000人減ると幾らかというのを計算するとすぐ出てくるわけですがけれども、いかに人口というものがそれぞれの都市において大切なものであるかということが如実にわかるわけですがけれども、鹿島市の場合、取り巻く環境というのが非常に厳しゅうございますので、いかに減らさないかということで提案をしていただいております。先ほども議論があってありましたけれども、いろんな施策があると思いますが、目指す都市像に上げてある産業の振興、あるいは福祉・保健・医療の充実、建設環境の整備、教育文化の向上、ほかにもいろんなファクターがあると思いますが、そのようなものに全面的に力を注ぎながら、一緒に人口減に歯どめをかけられる施策を展開していかなきゃならないというふうに考えているところでございます。

さて、基本構想に関しましては、将来的には地方自治法の改正によって制定義務がなくなるという話も一部には出ておりますけれども、現在では基本構想を制定しなければいけないということで今回提案をしていただいているわけですが、その基本構想の中で、第四次総合計画の中では、土地利用計画というものが出されておりました。地方自治法第2条第4項のいわゆる説明部分を見てみますと、可能性のある土地、建物の利用方針、事業実施体制、計画等をまとめた実現性のある整備、戦略的な方針というものが基本構想だというような注釈がございまして、土地利用計画に関しても提案をしなければいけないんじゃないかというような理解を私はいたしましたけれども、まずは基本構想の中でそのような、何と何と何を出さなければいけないというようなことの中に土地利用計画は入っていないのかどうか、その点を確認させていただきたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

藤田企画課長。

○企画課長（藤田洋一郎君）

土地利用計画につきましては、今回の第五次総合計画の中の策定の中でも、基本的には内部の中でいろいろな議論をしております。そういう中で、基本的には、今までの大きな都市計画の見直しなり、そのあたり、それから全体的な土地の利用のあり方というのを今議論はしておりますけれども、大きな方向性がまだ出ていないという中で、基本的には従来の土地利用の方針を維持しながら、それを前提として、とりあえずこの5カ年間の計画をつくり上げてきたということで整理をさせていただいております。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

議論をする中で、都市計画自体の大規模な見直しをやっていないのでという第四次の継続ということですね。そうしますと、製本する段階では、第四次に掲げてあった土地利用計画を掲載されるのかどうか、その辺はいかがですか。

○議長（橋爪 敏君）

藤田企画課長。

○企画課長（藤田洋一郎君）

今ちょっと具体的にまだ担当課との最終的なすり合わせをやっておりませんが、今企画課の担当の考え方といたしましては、この土地利用については総合計画の中からは外しまして、別途につくり上げていきたいなどは考えているところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

理解いたしました。それでは、少し細かい項目に関して御質問させていただきますが、先ほど松尾征子議員のほうから観光について質問がございましたので、まず観光から入りたいと思います。

祐徳稲荷神社を核としたトライアングル構想というものが以前から言われております。これは有明海、多良岳山系の自然、あるいは肥前浜宿、鹿島城址などの歴史資源、そのようなものを祐徳稲荷神社に来たお客様に市内回遊していただくというのが従来からの大きな命題であり、なおかつなかなかそれを具現化できないというテーマであります。そのような中で、この問題に関しては福井議員が一般質問のほうで取り上げておられますので、あんまり深くは質問をしないつもりですけれども、外国人観光客の誘致、いわゆるインバウンドに関しての記述が全く第五次の中で出てきていないんですね。佐賀県においても、佐賀空港にチャーター便等を、外国からのチャーター便を誘致するような方向性が出されておりますし、

周辺の嬉野市、武雄市あたりでも直接韓国、中国、台湾等にセールスに出向かされている状況がある中で、鹿島市として外国に宣伝する大きな資源がないからということなのかわかりませんが、神社、仏閣というのは非常にアジアの方々には受けがいいということも言われています。祐徳稲荷神社の先ほど権宮司さんのお話等も出ておりましたが、外国人観光客の誘致に関しての記述が全くなくていいのかどうかということに関してお尋ねしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

有森商工観光課長。

○商工観光課長（有森滋樹君）

お答えをいたします。

この観光の中で全体的に考えておりますのは、国内外を問わず、すべて鹿島に来ていただいたお客様に向けてということで考えているところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

あぶり出したら国内外出てくるんだというような御答弁だと思いますけれども、考えていらっしゃると思うんですけど、本当は具体的にそのような形で、鹿島市としても外国人観光客に対しても誘致を真剣に考える。その中で、じゃあ施策の中にどう取り込んでいくのかということもあろうかと思えます。この件に関しては一般質問で恐らく出されるんじゃないかと思えますので、このくらいにしておきたいと思えます。

それからもう1つ、鹿島市の観光戦略プラン、これは実際私もかかわっておりますので、余り深く追及はできないんですけど、観光戦略プランをつくるべきだということで、数年前に提案をさせていただいて、今現実に進んでおりますが、私はその当時に考えていた観光戦略プランというものは、今やられているのはソフト事業を中心ですね。ソフト事業だけではなくて、観光客を受け入れるためには、鹿島市にあるそれぞれの観光資源に関してのハード事業、そのことに関しても、やはりプランをつくりながらどのような形で受け入れ体制をとっていくのかということも必要ではないかというふうに考えておりました。具体的に申しますと、祐徳稲荷神社はちゃんとした整備が神社さんの御努力でもうなされているわけですが、鹿島城址、旭ヶ丘公園にいたしましても、それから普明寺にしましても、肥前浜宿にしましても、鹿島市としての受け入れをどうしていくのかという具体的な施策は全くないと思えます。トイレの問題であったり、あるいは駐車場の問題であったり、どうぞ鹿島市へお越しく下さいという形でのPRをしても、受け入れる側が全くその計画がないままに進んでいいのかということに単純な疑問を感じるわけですが、この機軸の中にそういうハード的な計画は載せられていないようですが、このことに関してお尋ねしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

有森商工観光課長。

○商工観光課長（有森滋樹君）

お答えをいたします。

鹿島観光戦略プランの中で、唯一ハード整備と言えるようなものとしたしましては、観光地の誘導サインを設置するというのをうたっております。そのほかにつきましては、ほとんどソフト事業になっております。この観光戦略プラン自体が観光地へ誘導をすると、そこに来ていただくということと、そこでおもてなしをするというのが中心となっております。

観光地自体の施設の整備につきましては、それぞれの施設におきまして整備をお願いするというふうなことで考えております。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

実は、これは私一般質問に出していますので、今考え方をお尋ねしましたので、この後の問題に関しては、一般質問の中で私の考え方を述べさせていただきたいと思っております。

それからもう1点、鹿島のブランドをこれからつくっていかなくちゃならないということで、これは農商工連携の中でも提案をされているわけですがけれども、ブランドをつくって販路の拡大をしていく一つの手段として、今のはやり言葉で言いますと「ゆるキャラ」ですがけれども、キャラクターがあるわけですね。このキャラクターに関して、今回、鹿島市のほうにある団体が提案されたところ、やや時代おくれじゃないかというようなお話が返ってきたというようなことを聞いておりますけれども、「ゆるキャラ」という言葉に関しては、今から取り組むのであれば確かに時代おくれの側面があるかもわかりませんが、キャラクターというものは、代表的なものはミッキーマウスだったり、佐賀県は「ミランバくん」という形で「ミランバくん」というものをつくられて——これはS T Sです、済みません、佐賀県じゃなくてS T S。佐賀空港にも「むっぴー」君というのがいますけれども、それぞれが地域のブランドイメージを販路等の拡大に関して脚光を浴びるといいますか、客寄せのためにつくられているのがキャラクターだと思うんですね。このキャラクターを軸とした形では、また新たな商品展開をされているところもあります。このキャラクターに関してのとらえ方といいますか、考え方、観光戦略の大きな一つにはなるんじゃないかと私は考えておりますけれども、このようなことに関しても、今のところ市としては考えておられないんじゃないかと思いますが、お考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

有森商工観光課長。

○商工観光課長（有森滋樹君）

お答えいたします。

この総合計画にも掲げておりますけれども、「鹿島のブランド」となりうる新しい特産品や食事の開発、発掘等を掲げております。これを売り出すため、あるいは全国的に広めるためにキャラクター等の特徴あるものが必要であれば、そういうものをつくり上げて販売戦略につなげていきたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

各地へ鹿島市の特産品の販売に行くときに、隣のブースではキャラクターがあつてお客さんと呼んでいたと。ところが、鹿島市には何もないので、はっぴを着てチラシを配布するだけという、そういう光景にも何度か遭遇をしておりますけれども、ぜひこのことは御検討をしていただきたいというふうに考えるところでございます。

あと1点だけ、観光型店舗への助成という項目がございましたが、観光型店舗というものに関してはどうのような店舗をイメージされているのか、それから助成制度に関してどのようなお考えがあるのかお示しをいただきたいと思えます。

○議長（橋爪 敏君）

有森商工観光課長。

○商工観光課長（有森滋樹君）

お答えいたします。

現在、中心市街地の空き店舗に新たに店舗を改装するとき、そのときに県の事業とあわせて、不足業種の場合は助成をするという制度がございます。そのような制度を空き店舗のところに新しい店舗を誘導するというイメージで、そこが観光地であるということですので、想定しておりますのは、祐徳の門前であったり、あるいは浜宿であったりというところにそういう空き店舗に新店舗をとることができないかという助成制度を創出してみようということで今考えているところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

その制度は市の単独の制度ですか。国、県の何か助成に乗っかっているという形でしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

有森商工観光課長。

○商工観光課長（有森滋樹君）

お答えいたします。

助成の内容につきましては、現在精査中ということでよろしく願いいたします。補助等があるかということにつきましても、現在精査中ということであります。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

上のほうの制度があればそれに乗っかるというような形で、なければ単独というふうな理解をしたいと思います。

次に、建設環境の整備のところ、鹿島市はごみの分別化、あるいは生ごみ堆肥化助成もしておられますし、EM菌を使った環境面に関しても取り組みをされていますけれども、今回、廃棄物処理リサイクルに関する記述がごみ処理広域化計画の推進という項目だけで一切盛られておりませんね。このことに関しては上げなくてよかったのかどうか、その件に関してお尋ねをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

中村議員の質問に対してお答えをいたします。

ごみの減量化等でございますけれども、これにつきましては、15ページから16ページに主要施策ということで、私どものほうの関連するものを上げておりますけれども、その中には、例えば、環境保全の推進というような表現をいたしております。こういうふうな中でこれを進めていくということにいたしております。ただ、下のほうで上げていますのは、基本的に5年間でするものということで広域処理を上げておりますけれども、ごみの減量化につきましても引き続きしていくという状況でございます。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

引き続き取り組んでいかれるということは私も十分理解はしておりますが、主要施策の中に上がっていなかったということで、これは本当は上げたほうがいいんじゃないかなという気がいたしております。

最後に、社会教育の問題で、23ページの18番、地域と密着した活動の推進の中で、23ページ、地区公民館による主体的な講座または研修会の開催、各地区公民館あたり新たに1講座開催ということが施策に盛り込まれました。このことに関しましては、公民館の指定管理者制度に乗った形で、各振興会に委託する際に、前市長は、社会教育に関しては、生涯学習に関してはすべて中央公民館が受け持つから、それぞれの公民館は地域活性化事業に努めてくれというような形のことを言われたと思います。今回、新たにこのような形で地区公民

館に対しても社会教育の一端を担うような施策が盛り込まれておりますので、ここは大きな方向転換じゃないかというふうに思うわけですが、このことに関して御説明をお願いしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

有森生涯学習課長。

○生涯学習課長（有森弘茂君）

お答えをしたいと思います。

現在、高齢者とかいろいろな取り組みを公民館のほうでやっていただいております。そういった中で、ふれあいまつりとかスポーツ大会とか、そういうことでやっていただいております。そういった中で、やはり地区公民館は地域住民の融和や、あるいは青少年の健全育成活動、生涯学習の場、社会教育の場、地域振興などの地域づくりについて社会教育の一端を担っていただいておりますということで、今後も引き続き中央公民館と連携をとりながら、地区公民館もその一翼を担っていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

本来の地区公民館の役割ってそういうことなんですよね。コミュニティーセンター化を昭和60年代にされて、地区公民館がそれぞれ独立した形で進めてこられました。その中で、地域活性化と生涯学習、社会教育の拠点としての公民館の位置づけという形が本来の形だったんですけれども、指定管理者制度に移行するときにそのような議論があったのは御承知だと思います。今回、このような形で新たな第五次総合計画の中で、各公民館、生涯学習を担ってくれと。その考え方には異論は全くございません。むしろ、そのような方向性に向かうべきだと思っておりますが、この方向転換に関して、本来ですと、以前こういう考えでいたけれども、各公民館の生涯学習の拠点としての本来の役割、これも担ってほしいということが事前にあるべきではなかったのかということを確認させていただいておりますが、教育長、いかがですか。

○議長（橋爪 敏君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

地区公民館の役割というのは、今おっしゃったように二面性があると思います。これは社会教育法でも、大人あるいは青少年に対する学習文化、スポーツレクリエーション等、現実、例えば、グラウンドゴルフの大会なんかを地区の公民館とかで主催されていましてね、リーダーをしてもらっていますね。そういう意味では、必ずしも振興面だけにとというのは、実態

としてはなかなか住民の中にある公民館の役割としてはすみ分けがなかなか難しいというのは、今議員おっしゃるとおり御理解いただけるものだろうというふうに思います。

3年目になります指定管理導入をする際に、まずは今まで従来やっていた分を最低限ノルマとしてスタートしていただきたいということで申し上げております。従来やっていた分というのは、その中にも当然社会教育面の事業等も入っておいりましたので、それはそれで今現在非常に頑張っているというのが実態だと思います。

社会教育委員会というのがありますけれども、その中には社会教育委員さんと、それから公民館の主事さんたちとの合同の会にしておりますが、その中でも、今この計画に上げておりますような講座でも一つでもやってもらえればいいなというような進言等もあったことは事実であります。そのようなことを受けて、改めてそのような意図をこの総合計画の中にも今回持っているような状況であります。

地区公民館というのが、地域振興面だけになかなか特化できない、また特化しないほうがより住民目線ということでもあるかなというふうな思いもありますので、ウエートの置き方としては、そのようなスタートはしたもの、バランスをとりながら、地区公民館のこの役割というものを、私ども中央公民館を通して支援をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

よく理解ができました。最後に、教育面で、登下校時の安全の確保という面から御質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、今回の第五次総合計画を策定する中で、鹿島市の場合、207号のバイパスができて、大きな道路が山間部を貫いておりますけれども、それによる通学路の確保、危険性が増したというようなこともございますし、かつて事故等もっております。

この間の流れの中で、小学校区の見直しに関して、教育委員会等で協議をされた経緯があるのか。また、今後の中でその辺に関してどのようにお考えなのか、教育長の所見をお願いしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

子供たちの安全といいますかね、危険回避、これは最優先にしなければなりませんので、当然新しい道路の流れ等が変わったときには見直しはいたします。今まで、例えば、子供ですから、何といいますか、農道といいますか、あぜ道といいますかね、便利だったらやっ

ぱりそこを通るわけですね。その辺も含めて、やっぱりこの地区にはここを通らせたほうが便利だろう。便利であれば区長さん等にもお願いして、それなりの整備をしてもらわなければいけない。それと合わせて、国道というのは長いですね、幅が。現実そこを渡ろうとして事故があったことがあります。その面に関しては現場を見て、すぐ別の方向に変える、信号機があるところにするとか、あるいは実態を見てそこに誘導していただく人間を配置するとか、そのようなことはケース・バイ・ケースに応じて対処をしておるつもりであります。

加えて、自転車による事故が小・中学生は多いんですね。大体見られてお分かりのとおり、ほとんど小学生はヘルメットをかぶっていると思います。これは義務ではないんですが、早くから市内はちょっと大きな事故があったこともありまして、いち早く小学生へのヘルメットも義務づけております。そういう意味で安全対策にはいろんな方面からでき得る万全を期しておるといふ状況であります。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

登下校時あるいは通常時の安全対策に関しては、そのような形で配慮をいただいていると思いますけれども、私が指摘をしたかったのは、学校区の問題で、道路を毎日横断しなければいけないという、そのような状況にある集落の子供たちがいるわけですね。その集落の子供たちを、いわゆるAの学校区じゃなくてBの学校区に通わせれば、事故から——事故というか、交通の混雑のところを通らなくて行けるという状況のところは市内数カ所あると思うんですよね。そのような小学校区の見直し、全面的な見直しということじゃないですよ。その集落の子供たちに関しては、じゃあAの小学校じゃなくてBの小学校も選択ができますよというような形での学校区の見直しの検討というようなことはなされたことはないんですかというお尋ねです。

○議長（橋爪 敏君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

大体おっしゃっている意味がわかりました。先ほどは申しわけございません。この学校区は決まりがありますもんですから、どうしてもその学校区に限定がされるわけですが、すぐそばにある学校には行けなくて、少し遠いところに行かなくちゃいけないという実態があることも聞いております。じゃあどうでしょうかということで、地区に返した場合もあります。しかし、なかなか歴史的な経緯といいますか、あるいは自分の母校とか、非常に根強い意識といいますか、そういうのがありますので、現在のところ、そういう方向での考え方を進めるまでには至っておりません。したがって、現状での校区でお願いしたいと思っております。

ますし、そうなればより、もう一度危険箇所等の点検等については、私どもも含めて総点検をしたいというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

現状ではそういう要望等が教育委員会のほうに上がってきていないということで、そういう対処をされているということで理解をしたいと思います。

今回、第五次総合計画、総合的にこうやって集中的な審議があったわけですがけれども、人口が減少しないような形で鹿島市が向かうためには、一つ最後に提案といいますか、よく鹿島は何もなかとか、あるいは鹿島はどがんとなつとねという否定的な言葉がよく聞こえてまいりますけれども、鹿島にもいいところはいっぱいあります。そういういいところをみんなで長所を伸ばす、教育の面で言いますと、長所を一つの科目ができれば、その一つの科目の長所を伸ばしてやれば全体的に成績は上がっていくというようなお話も聞きますけれども、鹿島のいい面をどんどんどんどんアピールをしながら、みんなでプラス発想でまちづくりができればと思いますので、市長、よろしく願いいたします。

質問を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

答えろという御指示はございませんでしたが、せっかくの御提言でございますから、一言お話をさせていただきたいと思えます。

お話をされた最後のところは全くそのとおりでございまして、私が一つ思いましたのは、鹿島に現在住んでおられる方も意外と鹿島のことを御存じない点もあるんじゃないかと。ましてや発信しないで鹿島を知らない人の中には気にもしていないといえますか、そういう感覚さえ持っておられない方が多いんじゃないか。そういう思いが、実は私が、できはともかくとしまして、東京から見た鹿島、「東京で見つけた『鹿島』」というのを書き上げた理由ではあったわけなんです。その本ができて、ある程度御理解を得たんでしょう、次ば書きんしゃいという話があったものですから、厚かましくも「続」というものを書いたという背景には、実は今議員お話のとおりのお発想が私もあったわけでございまして、及ばずながら、あの2冊の本が何かしらそのための力になればなあという気はいたしております。

さらに、最近ありがたいと思っているのが、よかったけんもう1冊書きんしゃいと、ある意味で無理な御注文が来ていますので、もし私の時間的、あるいは頭の中の整理しておりますもの、あるいは今後そういうものが見つかりましたら、ちょっとここの言葉でとんこづいてる面がありますので、そこを出して、もう1冊でも挑戦してみたいなと思っているとこ

ろでございます。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第71号 第五次鹿島市総合計画の基本構想及び基本計画については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第71号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明14日は休会とし、次の会議は15日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時26分 散会